

レッド・パージと戦後の労働運動

—反共主義とのたたかひの歴史的、今日的意義を考える—

吉岡 吉典

以下は07年8月20日に開かれた労働総研・労働運動史研究部会公開研究会で行った報告の要約である。要約にあたっては、長さの関係で、省略、補筆とともに若干の構成変更を行い、また一部質問への答えをおりこんだ。

I はじめに

—なぜいまこの問題を

レッド・パージから58年がたちました。「そんな古い時代のことをなぜいまごろ」とお思いの方もいるかもしれません。このところ私はこの問題にかなり力を入れて取り組んでいます、それは第一に、推計4万人といわれる労働者が、共産党員ないし共産党同調者だというだけの理由で、「国家と企業の破壊者である」との烙印を押され、日本国憲法にも労働基準法にも反してパージされ、辛苦をなめざるを得なかったにもかかわらず、今日に至るまで、占領軍の命令でやむを得なかったとして、その名誉回復もその人生と生活に与えた打撃にたいする補償も行われていないことは、放置できないと考えるからです。すべての人間の尊厳が守られる国にしなければなりません。

第二に、レッド・パージになんらの責任も反省も示さない政治の延長として、その後も職場で、共産党員であることを理由とする思想差別が後を絶たないことを許すことはできないということです。レッド・パージを清算させることは、現に行われている共産党員であることを理由とする「思想差別」をなくすことにつながっていることです。

レッド・パージは、そのいかなる合理化も許さず、明確な清算がない限り、決してすぎさった過去のものになりません。共産党員の「思想

差別」を放置できない問題としてたたかうためにも、レッド・パージ問題を避けて通ることはできません。

第三に、現在の、たたかわない労働組合への弱体化が、このレッド・パージによる労働組合の弱体化、反共・労資協調組合化にあったことです。日本の労働者と労働組合はこの教訓に学び労働組合の本格的な強化にむかうべきだとかんがえるからです。

57～58年前にパージされた人たちの多くが、さまざまな分野で、平和と民主主義、政治革新のためにたたかいつづけてこられたことに感謝と敬意を表するものです。その人たちが、いまその人生の締めくくりの仕事として「生きているうちに名誉を回復し、今も続く職場での思想差別などのない、名誉と人権が保障される日本」を目指して運動しておられることに、頭がさがります。この運動に、労働運動の現場もこたえてもらいたいと思います。レッド・パージは、共産党とパージ被害者だけの問題ではなく、戦後の労働運動にとってきわめて重大な問題だからです。

この運動をすすめるうえで、日本でレッド・パージが強行された当時、アメリカでは、マッカーシー旋風がふきあれ、「赤狩り」が強行されたことはよくしられることですが、アメリカでは、この「赤狩り」は最高裁で、「憲法違反」の判決が出され、名誉が回復されていることを想

レッド・パージと戦後の労働運動

起する必要があるとおもいます。どこの国であれ、誤りはただされなければ進歩がありません。

私は、戦前の治安維持法による弾圧についても、レッド・パージについても労働者を中心とする国民のたたかいで、アメリカの最高裁判所の判決のように、思想による弾圧は憲法に照らして、できないということを明白にして進むことが重要だと思って、この問題をとりあげつけてきました。何年前のことであろうと、国際的に発展した基本的人権の保障の原則に照らして、また日本国憲法にたてられてきちっとけりをつけるたたかいをしておかないと、いつまでも職場における「思想差別」のような事態が続き、労働者の真の人権がまもれないと思います。

II 二つの目的—共産党壊滅と労働運動の弱体化・反共再編

改めて、レッド・パージはなぜ、どんな目的でこなったのかをみてゆくことにしましょう。

1 冷戦激化でアメリカは、世界的に反ソ・反共体制強化へ

私は、これまで、レッド・パージを主として共産党への弾圧として取り上げ、その結果として日本の労働運動が弱体化したことを強調してきましたが、きょうのこの研究会は、労働運動史研究の一環としてひらかれたものであること、そして、日本の労働組合の弱体化・権力による労働組合の反共的再編成自体がレッド・パージの重要な目的のひとつであったことを強調したかったので、そのことを意識した報告の題名も考えました。

第一の目的は、共産党の壊滅です。マッカーサーから、日本の完全独立と労働者をはじめ国民の暮らしと権利を守るたたかいの先頭に立ち、かつ中心になっていた日本共産党の非合法化の指示をうけた当時の吉田首相は日本共産党の非合法化をめざして、研究・検討したのです。し

かし、日本国憲法上それができないので、まず共産党幹部の追放・党機関紙「アカハタ」発行停止とレッド・パージによって共産党に、壊滅的打撃をあたえようとしたのです。

第二の目的は、戦闘的組合幹部のパージによって労働組合の弱体化をはかるとともに、反共労働組合幹部に日本の労働運動と労働組合の指導権を握らせ、たたかわない、反共・労資協調の労働組合の権力の手による再編です。戦後、急速に成長、前進し、階級的産別組合として発展する日本の運動を抑えたいアメリカは、日本政府、資本家団体や反共労働組合幹部も総動員してこれをすすめたのです。

2 世界的に広がり、発展する人民のたたかいを敵視して

こうした日本における共産党と労働組合への攻撃は、世界的な米ソ対決を軸とした冷戦激化、中国革命の進展などアジアの革命運動、民族解放運動の前進という情勢のもとで、アメリカが、この世界人民のたたかいを敵視し、日本をアジアの「反共のとりで」として固めようとするためのものでした。したがって日本だけでおきた反動の嵐ではありませんでした。

アメリカ国内——マッカーシー旋風

アメリカではまず、マッカーシーの反共攻撃によって火をつけられた「赤狩り旋風」が吹き荒れ、映画人を含むたくさんの良心的な文化人、学者、労働運動家が追放され、犠牲になりました。このことについては、ここでは、詳しく述べることを省略します。

ヨーロッパ——反共政権援助・共産党閣僚排除

ファシズム・軍国主義とのたたかいであった第二次世界大戦は、ヨーロッパでは、神を信ずるものも、神を信じないものも、ともに手を取りあつてナチとたたかいました。共産党員はフランスでも、イタリアでも日本にあまり紹介されて

いないベルギーそのほかでもナチの侵略を受けたどの国でも、多くの犠牲を払ってたたかいました。そのたたかいを通じて、共産党と党員は、反戦・反ファシズムの戦士としての強い信頼を受け共産党の権威と共産党への支持が強まりました。私は、1974年にフランス、イタリア、ベルギーの3カ国を訪問したとき、それぞれの国でナチとたたかったレジスタンスの話を聞いて感動しました。ヨーロッパでは、戦後、選挙に勝利してフランス、イタリア、ベルギー、ポーランドなどで共産党が政権に参加しました。ソ連は、その後明らかにになったスターリンの重大な誤りはあったものの、ナチをうちやぶるためのたたかいによって、ヨーロッパで支持を広め、東欧における社会主義を目指す国が拡がりました。

各国がどういう体制を選ぶかは各国の国民がきめることです。社会主義をえらぼうと資本主義に踏みとどまろうと、各国が決めることです。それに干渉する権利は他国にはありません。ところが、アメリカは、こうした世界の動きを力で抑え込もうと各国人民のたたかいに力で対抗しようとしてしました。トルーマン米大統領は、1947年3月12日、「共産主義封じ込め」を宣言したのです。第二次世界大戦での米ソ協調の終焉、本格的な冷戦のはじまりです。ヨーロッパでは、反共政権援助と仏、伊政権からの共産党閣僚の追放を求め、イタリアなどでレッド・パージが行われました。それについて北大西洋軍事同盟＝NATOを創設、ソ連がこれに対抗してワルシャワ条約を創設、米ソを中心とする核軍事同盟の対抗となったのです。そこには、ソ連の誤りが重なっていました。

日本——共産党幹部追放とレッド・パージで「反共のとりで」に

アジアにおいては、中国革命と北朝鮮、ベトナムでも社会主義を目指す国が生まれ、アジア・アフリカを中心に民族解放運動が巨大な発展を遂げ、やがてそれは、植民地体制を崩壊させま

した。このアジアにおける革命と民族解放運動の前進という情勢をくいとめようと、アメリカは、日本を、アジアにおける「反共のとりで」にしようとしています。日本における共産党弾圧、レッド・パージはそのための攻撃の一環だったのです。

アメリカは、アジアにおける反ソ・反共・反中国の体制を、「旧敵国」ではあるが、占領下においており、アジアにおける唯一の発達した資本主義国である日本を「反共のとりで」にすることによって固めようとしたのです。そのために、本来、ポツダム宣言にもとづく、軍国主義一掃と民主化をめざす対日政策を根本から転換し、ポツダム宣言の廃止まで打ちだし戦犯追及と戦争協力者の追放をやめ、戦犯の釈放と戦争協力者の追放を解除して戦犯政治を誕生させるにいたるのです。その、一方で、共産党追放など弾圧です。

その日本で、1949年1月23日の衆議院総選挙において、日本共産党が298万0470票（9.8%）の支持を得て、4議席から35議席へと躍進したことは、世界的に反共政策を強めていたアメリカにとって大変なショックでした。そこで、1949年から50年にかけて共産党弾圧とレッド・パージを、下山事件、三鷹事件、松川事件などの謀略事件と一体に、強行したのです。

日本における共産党弾圧は、マッカーサーの反共声明から始まったと当時の首相吉田茂は書いています。事実レッド・パージは、冷戦対応の一環としてアメリカ占領軍の直接の指示のもとに強行されました。占領軍は政府に指示するだけでなく、名簿作りも行い、自治体や企業にまで乗り込んでパージを強行しました。このことは、日本政府や、日本の企業が消極的だったことを意味するものではありません。吉田元首相は、終戦直後の外相時代、まだ獄中にあった共産党幹部等政治犯の釈放、治安維持法廃止に反対し、治安維持法の存続と共産党非合法化の継続を要求してGHQとやりあい、情勢いかに

レッド・パージと戦後の労働運動

によって、弾圧することを認めさせていた強烈な、反共政治家だったのです。

III 戦後も生きていた治安維持法的発想の反共主義

1 反共は、「戦争前夜の声」

そういうわけで レッド・パージについて語るとき、治安維持法と、天皇制政府の強烈な反共主義について言及せざるを得ません。

「反共は戦争前夜の声」といわれます。治安維持法に基づく弾圧は、日本の侵略戦争と結びついていました。3.15事件、4.16事件という治安維持法による戦前の日本共産党に対する最大の弾圧事件について、我妻栄代表編集『日本政治裁判史録』(昭和・前)は、「二度にわたる日本共産党大弾圧は、日本における唯一の反戦勢力、天皇制ファシズム反体制を抑圧して、その後の帝国主義的戦争の展開を用意した」といっています。

東京裁判の判決でも、治安維持法により、国民の目、耳、口をふさいで戦争にかりたてたことを断罪しています。治安維持法による弾圧によって軍国主義的反動支配体制を強化することによって、戦争へと突入しました。1941年12月8日の開戦に先立って多数の共産主義者を逮捕したことは、それを象徴するものでした。戦争中は、戦争に対するいかなる批判も疑問も許ませんでした。

(注) 治安維持法による犠牲者

死者	1,682人
送検者	7万5,681人
起訴	5,162人
逮捕者	数十万人

この治安維持法による弾圧とともに、その戦前の治安維持法的反共主義とマッカーシーの「赤狩り」的反共主義、謀略と結びついたCIA的反共主義が合体した戦後の弾圧であるレッド・パージとの闘争＝違法な弾圧にケリをつけようとい

うのが私の特に強調したいことです。

2 戦後も治安維持法の存続をはかった日本政府

さて、治安維持法は戦後占領軍の「人道指令」により廃止され、かたづいたようにえがかれてきました。しかし、その一方でこれに対する日本の支配層の抵抗があったことは、あまり問題にされないうできました。日本の支配層は、治安維持法や特高を戦後も維持することを考えていたのです。その問題について、私は、季刊雑誌『治安維持法と現代』の2007年春季号に掲載した「戦争と治安維持法を踏まえて日本の戦後を見る」で詳しくかいておきましたので参考にしてください。

それによりながらいくつかの問題を挙げますと、内務省は、特高廃止どころか、特高警察の拡充を計画していたことをまずあげなければなりません。治安維持法に基づき弾圧の総元締めであった、内務省警保局作成の「特高警察拡充案」というそのものずばりの文書(大月書店『資料日本現代史』3)によって明らかになったことですが、内務省は、戦後、1万5,300余名の増強とそのために、1,963万2,043円という予算を計上していました。こういう具体的な案まで練っていたのです。軍隊解体後の治安体制強化のためという理由でした。日本の民主化を約束するポツダム宣言を受諾しながら、特高警察を強化して、第一に「共産主義運動」の「視察内偵の強化」、第二に「労働紛争議及小作紛争議の防止並に取締」、第三に「朝鮮人関係」としていました。全く戦前とおなじ感覚の認識の人民抑圧を考えていたのですから驚くべきです。

45年10月3日、山崎内相、岩田法相が治安維持法を維持し、同法による逮捕はつづける、共産党幹部等まだ獄中にあった政治犯を釈放しない、ことなどを明らかにしたことが、国際的な問題になりました。この会見内容は非常に重大なものです。というのは、すでに1945年9月22日の「降伏後における米国の初期の対日方針」で、アメリカは、「個人の自由及民主主義への政

策」について述べた中で、内容的には、はっきりと治安維持法の廃止、特高の廃止、政治犯の釈放を指示しているからです。どうしてそれを拒否し、それに挑戦するようなことをわざわざ二人の閣僚がそろって言明したのか。アメリカの「対日方針」を何も知らなかったのか。不思議です。公然たる拒否の表明に対してGHQは10月4日の「人道指令」で、治安維持法の廃止、政治犯釈放、特高警察の解体指令を出したことは、よく知られるとおりです。

ところが、これをめぐって、ほとんど知られないでいたことがありました。吉田茂外相(当時)の指示のもと、外務省が治安維持法廃止反対・政治犯釈放反対でアメリカ占領軍と交渉してきたことです。吉田自身、GHQにたいし、これらの措置は「赤色革命を奨励するものにして、日本政府としては平和秩序を維持することを得ず、混乱に陥るの他なし」と脅し的な発言をしています。ともかく、政治犯釈放、治安維持法廃止となりましたが当時、アメリカから「占領軍の安全保持等の名目に依り共産党等に依る過度の治安攪乱の恐れあるに至れば之を弾圧するものと信ず」ることができる言質をえたと外務省がまとめた「政治的、公民的及宗教的自由に対する制限除去の件」という文書(大月書店『資料日本現代史3』所収)であきらかにしているのです。くわしくは前記の私の論文を見てください。

平和と民主主義の戦士である共産党を「国賊」とみなす治安維持法的反共主義は、こうして、治安維持法が廃止された後も、「治安攪乱の恐れ」があるときには、アメリカ占領軍は、共産党弾圧の「宝刀」をぬくとの言質をあたえていたのです。日本の支配層はこれを「信ず」る状況の中で、戦後の政権を担当しつづけていたのです。

3 レッド・パージで、反共の合作

レッド・パージは、ある時期がくれば、アメリカ占領軍が「共産党を弾圧するものと信」じ

ていた吉田の願いが、実際に実行されるときが訪れたことを意味したのです。さらに、この機会を労働運動の指導権を手にするチャンスとする労働組合の反共右派幹部が、レッド・パージに積極的全面的に協力したことは、よく知られていることです。

山崎五郎(元労働省課長・ILO日本政府代表、公労委・中労委事務局長著『日本労働組合史』)も述べているように「労働運動のうえに多大の影響を与えたのは、……レッド・パージであった」のです。

温存された、治安維持法的反共主義は、CIAの謀略を特徴とするアメリカ型の反共主義と結びつき、下山、三鷹、松川事件や、実行にはいたらなかったものの、電源・発電所爆破計画の謀略宣伝と結びついて進められました。

IV 人民のたたかい・労働運動敵視と国際自由労連

ここでアメリカによる労働運動弾圧の意味づけをみておきましょう。

そもそも第二次世界大戦における反ファシショ連合戦線の推進力となったのは、国際的な労働者階級の統一行動でした(猿橋真『日本労働運動史』)。しかし、米ソの協調が破れ冷戦が激しくなるにつれ、アメリカは、第二次世界大戦での反ファシショ連合戦線の推進力となった国際的労働者階級が、国際的にきずきあげた統一組織である世界労連を世界政策の障害とみなすに至り、ヨーロッパの反共幹部をつかつて分裂策動をすすめます。1949年、こともあろうに世界労連に、アメリカ主導でヨーロッパの経済復興を図り、ヨーロッパにおける反共軍事同盟＝NATOの経済的基礎を固めようとするマーシャル・プランを支持させようとしてしました。当然失敗します。はじめから成功するはずのないことです。失敗すると、アメリカは、世界労連をアメリカの世界政策遂行の障害だとして、反共・親帝国主義、労資協調主義の国際労働組合組織

レッド・パージと戦後の労働運動

として労働組合＝国際自由労連を結成して世界労連を分裂させたのです。

戦後日本の労働運動への攻撃

戦後日本の労働運動もまた、アメリカ占領軍には、気にいらぬ方向に発展したのです。

戦後再出発した日本の労働運動は嵐のような勢いで発展しました。たたかう労働運動は階級的労働運動の中心となる産別会議に結集します。産別会議は組織労働者の43%を結集しました。さらに労働戦線統一として全労連が結成され組織労働者の84%が結集されました。そしてその全労連は、1949年1月世界労連に加入を認められるに至ります。

マッカーサーは、日本共産党とともにこの日本の労働組合にも攻撃の鋒先を向けたのでした。GHQは、1947年の2.1スト中止命令ははじめ早くから、労働運動に攻撃を加えてきました。そして世界的な反ソ反共体制固めの一環として、日本共産党に弾圧を加えると同時に、日本の労働組合へも直接の攻撃をかけてきました。

1950年6月6日の日本共産党中央委員・赤旗編集局幹部の追放について8月30日、全労連に団体等規正令による解散を命令、全労連の幹事等12名の幹部を追放処分しました。

当時の首相吉田茂は、「全労連と称する団体は国際共産党に組織される赤色労働組合の世界組織——『世界労連』——に直結し、日本の労働者を世界革命に奉仕させる体制の中心をなしていた」とその理由を述べています（『回想十年』第2巻）。日本の組織労働者の84%を結集した全労連が、「世界革命に奉仕する組織」だとか、1943年に解散している「国際共産党」に組織された組織だなど、まったくのデマゴギー攻撃です。それは、全労連解散がいかに根拠のないものだったかを示しています。全労連解散が、前述の世界労連分裂など国際的なたたかう労働運動に対する攻撃の一環であったことを証明するものでもあります。

こうして全労連を解散した一方、日米の合作で、総評の結成に向かいます。アメリカ占領軍ははやくからGHQ労働課のスタッフが産別会議の分裂と国際自由労連加盟を前提とした再編を直接単産にはたらきかけました。さらに50年には、米 국무省の労働問題担当官が来日して、全鉱、国鉄、全通、日教組などの幹部とあつて総評結成を励ましたのでした（『日本共産党の60年史』）。

近年、アメリカ占領史研究が盛んに行われ、竹前栄治『占領戦後史』など、レッド・パージについての、GHQ関係者へのインタビューも含むレッド・パージの内情が明らかになりました。私は、日本の労働組合の反共右派幹部の果たした役割が非常に大きいことを学びました。

V レッド・パージをめぐるいくつかの問題点

ここでレッド・パージをめぐるよく問題になる二、三の問題について、私の考えを述べておきましょう。

1 定員法による「人員整理」をどうみるか

まず「人員整理」をどうみるかの問題です。これは、レッド・パージの規模を考えるうえでも重要な問題です。レッド・パージは大きくいえば、定員法にもとづく「人員整理」を名目にしたパージと共産党員は国や企業の「破壊者」であるとの理由による文字どおりの「レッド・パージ」＝「赤色追放」がありました。「人員整理」の名の「パージ」を「レッド・パージ」とみなさない議論もありますが、レッド・パージ全体を推進した、吉田茂元首相自身が、「いわゆる「赤色追放」そのものとは一応別個のものではあるが、官庁関係従業員の中から、特に意図して破壊分子を排除した」もので、「赤色追放」に先立つ一年前に行われた大規模の行政整理の一環として、合計十六万五千名にのぼる人員が解雇された際に、その被解雇者の中にふくめて赤

色分子を整理したこと」「各官庁を督励して、該当者を一斉にしらべさせ、その年の七月から九月に亘って、……これらの分子を整理させたのである。」「地方団体でも、それぞれ職員定員に関する条例を制定して、人員の整理に含めて、赤色分子を追放した」といつていることから見ても、「レッド・パージ」であるというべきだと思います（『回想十年』）。

吉田元首相はさらに、「そのようにして、官庁機構の中から、破壊的分子を排除するには排除したが、固よりそれによって完全に一掃し得るわけもなく、またその後時の経過とともに、新たに増加するものも多くあるはずである。そこでその次の昭和二十五年七月から民間と歩調を合わせて、いわゆる赤色追放をすすめ、かきねて破壊勢力の排除につとめた」と書いています（『回想十年』）。吉田元首相によれば、まず「人員整理」で「共産党員」の一掃をはかり、残ったものをいわゆる「赤色追放」したといっているのですから「人員整理による『追放』」が「レッド・パージ」であることは、明白で、両者の違いは、「追放」のやり方だけです。

2 人数はどれだけか

吉田元首相は、その人数についても、「人員整理」、もあわせて述べ、国家・地方公務員1万0,793名、民間1万数百名の計2万2千人としています。

レッド・パージの人数についてはいくつかの数字が挙げられています。「人員整理」を除いた数字もあります。完全に正確な数字を明らかにすることは困難ではないかと思います。私が当事者に聞いた話でも企業の工作が「成功」して「円満な退職」というみせかけを取り繕った事実上の「パージ」があるからです。発表された官庁の統計にとどまらないと思われます。『社会科学総合辞典』や、「レッド・パージ反対全国連絡センター」は推計4万人としています。

3 憲法上、共産党非合法化はできず、幹部追放とレッド・パージ

吉田茂元首相は、マッカーサーの指令を受けて何とか共産党を非合法にしようとしたけれど、憲法上、非合法にできなかったことを明らかにしています。そこでやったのが「共産党そのものの非合法化に代わる措置の一つとして」（『回想十年』）の、「レッド・パージ」でした。西ドイツの憲法では、共産主義思想そのものが西ドイツの憲法と相容れない思想であるとして共産党を非合法にすることができたが、日本国憲法では、「共産主義を政治的信条とすることを禁圧するわけにはゆかない」、「共産党の結社そのものを取締りの対象とすることも、やはり憲法違反に墮することとなろう」（『回想十年』）と吉田は嘆いています。

西ドイツの憲法とちがひ、日本国憲法は、思想による弾圧は許さない憲法であることを吉田元首相も明らかにしている、というよりくやしがっているのです。そして「レッド・パージ」は、共産党非合法化の「代行措置」だったというのです。レッド・パージがまことに政治的な弾圧であったことの正直な告白です。もちろん、レッド・パージも、当然憲法違反です。だから、その実行を理屈づけるのは困難でした。憲法上できないことをやろうとするのですから当然です。吉田内閣は、占領権力の名によって、これを強行したのです。吉田は「広い意味においては占領軍によって行われたといってもよい」と言っています（『回想十年』）。

4 レッド・パージの基本的弱点、その違憲違法性

レッド・パージは、吉田元首相も認めているように、国際法、日本国憲法、労働基準法に照らして明白に違法、不法です。そして今日だれもその法的正当性、合憲性を擁護することができない基本的弱点を持っています。

レッド・パージと戦後の労働運動

そもそも世界の歴史は、自由と権利を求めてのたたかひの歴史です。第一次世界大戦後は、基本的人権は、恒久平和の基礎と位置づけられるに至りました。基本的人権については、国際法でも、国連憲章、世界人権宣言やILO憲章などで、また日本国憲法でも疑問や、意見の違いなど出てくる余地がないほど明確に規定し、「思想」を理由とするパージなどありようがないようになっているのです。すでに紹介したように、吉田茂元首相も『回想十年』で事実上そのことをみとめ、だから、結局占領軍権力によって行われたとしています。

私がいま改めて重視し、明らかにしておかなければならないことは、レッド・パージを支持した最高裁判決も憲法上の正当性を主張して支持したのではなく、することはできなかったことです。

最高裁判決のいくつかを見ると、レッド・パージを支持してはいますが、その理由は次のようになっています。

(1) マッカーサー書簡は「日本のすべての国家機関並びに国民にたいする指示でもあり、日本の国家機関及び国民は、誠実且つ迅速に服従する義務を有し、日本の法令は、右の指示に抵触する限りにおいてその適用を排除される」から「解雇」は「法律上効力を有する」(1952.4 共同通信の判決)。

(2) 「連合軍最高司令官が……指示したからには、共産主義者又はその同調者たることそれ自体によって解雇せられるのであって、日本共産党が暴力をもって憲法を破壊するものであることが公知の事実であるか否か……というがごときは解雇の効力に影響なきことである」(1952.4.8 第三小法廷の判決)。

要するに根拠は、占領軍指示の絶対化だけです。レッド・パージが、日本国憲法上、また労働関係法上許されるか否かについての答えは出ていません。つまり、結論はもっぱら占領軍権力を絶対視する超法規措置だからやむを得な

いというものです。憲法や労働法の規定などどうだろうと問題にしない判決です。当時、政府は、わざわざ憲法上問題ない合憲だからからやれという通達まで出していたのですから、この問題は明らかにされるべきですが、最高裁判決はそれをさけています。憲法上・労働法上の正当性は示せなかったのです。

私は、占領軍は絶対者ではなく、ポツダム宣言に基づいて占領政策を進めるべきであり、世界が到達した国際法を無視した、指示を有効と認める最高裁判決には、異論があります。しかし、いま私が問題にしたいことは、こうして、レッド・パージ被害者は、日本国憲法や、日本の労働法の埒外におかれ、法の保護を受けることができなかったことについてです。

日本は法治国です。法治国でありながら、法の保護を受けることができない国民があつていいのかという問題です。最高裁も法の保護を受ける国民がいていいとはいえないはずですが、仮に、占領軍を絶対視してレッド・パージを支持した最高裁判決の立場に立つとしても、主権が行使できる条件が整った下で、法の保護を保障する責任が国にはあるではありませんか。それが、法治国の当然とすべき措置ではなかつたということです。

私は、そう考えてレッド・パージ被害者の運動を支持しています。当たり前の要求だと思いますが、それを日本政府が受け入れないのはなぜか、その根底には、治安維持法的反共主義が戦後の日本でも温存されてきた、しかも、米軍占領と、対米従属の政治の下でアメリカ型反共主義と結びついていき、いまでも続けているという問題があると思います。

VI 過去を清算して進む世界で、レッド・パージの名誉回復を

1 過去を見つめなおすこともできない国でいいのか

治安維持法問題もレッド・パージ問題も清算

しないまま今日にいたりました。最後に強調したいことは、冒頭でも述べたこの問題です。繰り返し言ってきたように、治安維持法のように、それ自体を許容できないものとして、「将来に向けて其の刑の言渡を受けざりしものと看做す」という法律上の措置をとり、「治安維持法という法律があったことは事実だが、その判決はすべて受けなかったものとみなして無効とする。言い換えれば、治安維持法による有罪者は独りもなかったことになる」（法務省の吉岡に対する説明）ということになったにもかかわらず、謝罪も、補償も、名誉回復もおこなっていない——弾圧のしっぱなしという状況にあります。

レッド・パージは、日本の憲法・法律では説明できず、もっぱら占領軍権力によるものだから「有効」な「措置」とされたままになっているのです。こんなことでいいのでしょうか。こんな国であっていいのかという問題です。

イタリアでは、政府が、レッド・パージ被害者の補償措置をとっているにもかかわらずです。

最初に触れたように、アメリカでは「赤狩り」を違憲とする最高裁判決によって犠牲者の名誉を回復しました。アメリカ最高裁判所が「赤狩り」に違憲との判決を下して名誉回復していることについては、雑誌『世界週報』（1957年7月6日号）に紹介されている、「マッカーシズムも臨終へ——米最高裁の3つの判決」という論文があります。それには、冒頭米誌『ライフ』の次の印象深い記事が引用されています。

「かれはさる（1957年）5月2日、ワシントン郊外のベスセダ海軍病院のベッドで急性肝臓炎のため寂しく死んだ。そして米最高裁判所は、6月18日、マッカーシズムに関する三つの重要な判決を下し、一つの主義に『墓標』を立てた。『マッカーシーの死』つづいマッカーシズムもまた今や臨終に近づいているようだ」

アメリカ最高裁判所の三つの判決

(1) カリフォルニア連邦地方裁判所が1952年

8月5日、共産党指導者14名に対し米政府を暴力により転覆することを教唆したとのかどで下した懲役5年、罰金1人につき1万ドルの判決のうち、5名に対する判決を無効にし、9名については再審を命じた。……裁判所は四対三で「共産主義を唱道すること自体は、全くの原則論としてはスミス法に触れるものではなく、これを唱道することが、不法行為を勧めることとなったとき初めて禁止される」との判定をくだした。

(2) 1954年4月29日、下院の非米活動委員会において証言を拒否したため、議会侮辱罪に問われ有罪の判決を受けたイリノイ州の合同自動車労働組合のジョン・T・ワトキンズ氏ら9名に対する判決をくつがえした。

……判決の理由二点

第1 委員会の調査の対象が、反論する余地のない明確さで示されていなかった。

第2 1951年委員会の用いている調査方法は、憲法で認められている言論の自由に対して、十分な保障を与えていない。

(3) 1951年、国務省のジョン・スチュワート・サービス氏が忠誠問題に関連して解職されたが、この解職の方法は誤ったものであったとの判決を下した。其の判決理由は、国務省の諸規定はサービス氏に対して不利な決定を行う権限を与えていないとのべている。

「マッカーシズムがあればほど容易に勢をえ、政界、学会、芸能界をはじめ全米の知識層を恐怖に陥れることができたことは、恐怖政治的な心理謀略に対する若い社会の抵抗力の弱さを示すものであろう。しかし米国は、とにかくこれを克服することができた」

「前記のように最高裁判所が共産党員に対する有罪の判決を証拠不十分のかどで無効とし、非米活動委員会の証拠調査方法を憲法で保証された言論の自由を犯すものと判定、其のギセイとなった人の名誉を回復した。これは最高裁がマッカーシズムを全面的に否定したことを意味するものである。」と『世界週報』の記事は、述べます。

レッド・パージと戦後の労働運動

アメリカの法律家の一人はこうかたります。

「これは最高裁がマッカーシズムを全面的に否定したことを意味するものである。反共・マッカーシズムは、最高裁判決で大体乗り越えた。共産黨員になること自体は合法＝違法行為を行わない限り、そういう思想をもつのは自由＝ということになった……ただ最近の反テロ法ではマッカーシズムの再来・強化という事態になっているのも事実だが」

米最高裁は、50年前に犠牲となった人の名誉を回復したのです。日本も克服しなければなりません。

2 世界は、過去を清算しながら進む

私はレッド・パージ反対全国連絡センター第3回総会の講演で詳しく述べましたが、世界は、どんな前のことでも、過去の誤り、弱点を明確に清算しながら進むようになっています。韓国では100年以上前、日清戦争時の反帝反封建の農民のたたかい東学農民革命を法律をつくって再評価しています。

非常に印象深いことは、2001年8月31日から9月8日まで南アフリカ共和国で開かれた国連

主催の「人種差別をなくす国際会議」が「奴隷制にかんする文書」を採択し、「奴隷、大西洋奴隷貿易をふくむ奴隷貿易は人類のおぞましい悲劇であり、人道にたいする罪である」と宣言したことです。世界は数百年前のことでも、こうしてはつきりと黒白をつけて清算しながら進もうという時代になったのです。

こういう世界にあって、日本では、60年近くたったいまも、レッド・パージを克服していません。犠牲者の名誉も回復されていません。日本の最高裁判所はアメリカとちがって憲法で説明できなかったレッド・パージを擁護して、本来果たすべき役割を果していません。日本も、世界からおくれた実情を、打開したいものです。レッド・パージ反対運動によって提起されている犠牲者の名誉回復をはじめ、レッド・パージを歴史的に克服し、いかなる形にせよ、再び思想による労働者の排除や差別がない保証を確立する運動の一翼——というより労働組合がその主役となっていたいただきたいというのが今日の報告の結論です。

(よしおか よしのり・日本共産党元参議院議員)